

広島県告示第四百八十八号

次の診療所の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急診療所として認定した。

平成十九年四月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
蜂須賀整形外科	広島市西区己斐本町二丁目一二番二七号	平成二二年四月二五日	更新
サカ整形外科	広島市安佐北区龜山七丁目五番一一号	平成二二年四月二五日	更新